

財産や暮らしを守るために 知ってて安心！成年後見制度

悪質な訪問販売



突然倒れた家族の
金銭管理



もの忘れがある



1人暮らしで
将来が不安



障がいのある子の
親亡きあと



1 成年後見制度とはどんな制度ですか？

認知症，精神障がい，知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は，預貯金の管理やさまざまな契約を結ぶ必要があっても，判断が難しい場合があります。その結果，不利益な契約を結んでしまい，悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し，支援するのが成年後見制度です。

判断能力によって利用できる制度が違います！

法定後見制度

判断能力が既にある、もしくは欠けている場合

任意後見制度

判断能力はあるが、将来に備える場合



2 成年後見制度では何ができますか？

成年後見人等に選任された方(以下後見人等)は、対象者の権利を守るために財産管理や契約など下記のような法律行為を行います。そのため、食事の世話や実際の介護などは後見人等の職務ではありません。

財産管理

- ・預貯金の管理
- ・税金, 水道光熱費の支払い
- ・不動産の管理
- ・遺産分割 など

身上監護

- ・介護サービス利用手続
- ・施設入退所の手続き
- ・病院受診の手続き
- ・要介護認定の申請 など



3 法定後見制度の種類は？申立ては誰ができますか？

法定後見制度は3つに分かれております。対象者の判断能力に応じて、後見人等が行う支援も変わります。詳しくは下表のとおりです。

名称	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人, 配偶者, 四親等内の親族, 市区町村長(身寄りのない高齢者の場合), 検察官など		
同意権 取消権 (※1)	日常生活に関する行為(※2)以外のすべての行為	民法13条1項所定の行為(※3)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為(※4)
代理権 (※5)	本人が行うすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	



4 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

成年後見人等は、家庭裁判所が選任します。申立人は、成年後見人等の候補者を挙げる事が可能ですが、必ず選任されるとは限りません。

成年後見人等には配偶者や親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が選任されます。専門家の場合は、本人の財産から報酬を支払うこととなります。



5 法定後見制度の手続きに費用はいくらかかりますか？

	金額	負担者
申立てにかかる費用	約2～3万円	申立人
成年後見人等への報酬	約3～4万円／月（※6）	本人



6 法定後見制度と任意後見制度の違いはなんですか？

	法定後見制度	任意後見制度
支援内容	本人の判断能力の程度によって変わる	本人が判断能力のある内に自由に決定
成年後見人等の選任	家庭裁判所が選任	
成年後見等監督人の選任（※7）	家庭裁判所が必要と判断した場合のみ選任	必ず選任
支援開始の時期	家庭裁判所の審判後	本人の判断能力が不十分となった時に

※1 対象者が法律行為を行う際に、後見人等の了承する権限（同意権）があり、了承を得ないまま法律行為を行った場合には、後見人等がその行為を取消す権限（取消権）を持つ

※2 スーパーマーケット等での日用品の買い物

※3 借金、不動産の売却、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為

※4 預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約締結など

※5 後見人等が、対象者に代わって、対象者のために取引や契約などを行う権限

※6 管理財産額が1000万円から5000万円までの場合

※7 成年後見等監督人には専門家が選任されます。成年後見人等は定期的または随時支援内容を成年後見等監督人に報告しなければなりません。

法定後見制度の 利用の流れ



任意後見制度の 利用の流れ

1 申立て

必要な書類を準備し、本人の所在地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。
(守谷市の場合は、水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部へ)

必要な書類

申立書、親族図、医師の診断書、戸籍謄本、財産目録、収支予定表 等

2 審判手続き

家庭裁判所が書類審査を行い、本人や申立人と面接などを行います。
また、必要に応じて鑑定を行います。

1か月から3か月後

3 審判

家庭裁判所が、様々な事情を考慮した上で、後見等の開始と成年後見人等を選任します。

4 支援開始

審判から2週間後、法務局に成年後見登記され、成年後見人等による支援が開始します。

1 契約の準備

本人と、任意後見を依頼された人(任意後見受任者)とで任意後見の内容を取り決めます。

2 任意後見契約

公証役場にて、公正証書で契約を正式に締結します。
締結すると、法務局に任意後見契約の登記がされます。

その後
本人の判断能力が
不十分となる

3 申立て

任意後見人を監督する、任意後見監督人の選任を申し立てます。

必要な書類

申立書、親族図、医師の診断書、戸籍謄本、財産目録、公正証書の写し 等

4 支援開始

任意後見受任者が任意後見人となり、任意後見監督人が選任されます。
任意後見契約のとおり支援が開始します。

水戸家庭裁判所 龍ヶ崎支部
竜ヶ崎市4918
☎ 0297(62)0100

取手公証役場
取手市取手二丁目14番24号 竹内ビル2階
☎ 0297(74)2569